

平成 28 年度与党税制改正大綱について

昨日、与党税制調査会が取りまとめた税制改正大綱では、地方法人特別税（法人事業税の暫定措置）の廃止が決定され、地方税に復元される一方で、法人住民税の国税化（地方交付税原資化）が更に拡大されることとなった。東京都分を含めれば、危惧された規模よりも圧縮されたとはいえ、特別区分だけでも 1,000 億円を上回る規模の影響額となり、深刻な事態である。

法人住民税は、企業等が地域で活動していくため、応益課税としてその地域の自治体に納める税であり、活発な企業活動を支える行政サービスなどの財源として活用すべきものである。今回の国の措置は、明らかに受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則に反するものであり、地方分権の流れに逆行するものである。

これまでも繰り返し述べてきたように、自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではなく、結果的に共倒れになりうる、大変危険なことである。

特別区も含め各地方自治体が、今後も継続して安定的に行政サービスを提供していくために必要な財源は、自治体間の調整ではなく、地方が担う事務と責任に見合った税源を国から地方へ移すなど、国がその財源を保障するという本来の責務を果たすべきである。

特別区は、地方自治の根幹を揺るがす税制改正の方向を改めるとともに、国の責任で地方税財源の拡充を図るよう強く要望する。

平成 27 年 12 月 17 日

特別区長会会長

西川 太郎